

# 災害の発生時における薬局の体制や対応についての手順書

株式会社ファーマシストライフ  
みずの薬局

2024年 6月作成

## 1-1 薬局が平時において取り組む事項

災害発生後、被災地の薬局には被災者に対する組織的な医薬品の供給、医療救護所での支援活動など、災害時医療救護における多くの役割が求められるが、こうした活動を円滑に行うためには、薬局自身の被災を最小限に止めることが重要であり、当薬局はそのための諸施策を平時に講じておく。

### 1-1-1 災害時連絡先一覧表の作成など

- 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、全従事者に周知する
  - 災害時の連絡方法や集合場所、休日・時間外に災害が発生した場合に緊急参集する者は管理薬剤師とする。
  - 薬剤師として出勤する場合に備え、震災時の出勤許可をあらかじめ薬局開設者より得ておく

### 1-1-2 ライフラインの確保

- 通信手段
  - 複数の手段を確保する（固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など）
- 電気
  - 停電時の非常用電源を確保する（蓄電池（バッテリー電源）、各種乾電池の備蓄）
- 燃料
  - 3 日分程度の燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を常備する
- 水
  - 飲料水、配水車からの給水の受入れ容器（ポリタンク等）を常備する
- 交通手段
  - 自転車、バイク、自動車等を確保する

### 1-1-3 医薬品等の確保

- 医療用医薬品の備蓄・管理
  - 最低限 3 日分程度の在庫を持つように努める
  - その他、薬剤関連資材についても、同様の備蓄に努める
- 一般用医薬品や衛生材料等についても、災害時の地域のニーズに応じるため、十分な量を備蓄するように努める

### 1-1-4 防災用品の確保

- 防災用品を常備する
  - 自立して 3 ～ 4 日間過ごせるだけのものを備蓄する

## 1-2 災害発生時の対応 ―自らの薬局が被災した場合―

災害発生後、薬局薬剤師として最も優先すべきは、患者の安全確保と負傷者の救助である。また、地域の医薬品供給体制において薬局の存在は不可欠となっており、地域の薬局が崩壊することは地域の医療提供体制そのものが崩壊することにも繋がりがねない。東日本大震災では、被災地の薬局に薬を求める被災者が殺到した。

被災地の薬局は、地域薬剤師会を通じて保健所等自治体へ自らの被災状況を報告するとともに、薬剤師の派遣や医薬品の供給について被災地外へ支援要請を行い、業務を継続・再開する社会的役割が期待される。

### 1-2-1 患者の避難誘導

- 自薬局内にいる患者の救護（手当て）、安全な場所への避難誘導（自治体が指定する避難場所など）を行う
- 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者に連絡し、避難の支援を行う

### 1-2-2 安否の確認など

- 従事者等（従事者、実習生、家族）の安否を確認する
- 道路・交通事情等から、従事者の帰宅や翌日以降の出勤の可否を判断する（薬局内で待機、宿泊した方が安全な場合もある）
- 休日・時間外に震災が発生した場合には、緊急に参集するかどうかを判断し、必要な従事者に連絡する

（緊急参集の対応例）

1. 自宅等で被災した場合は、まずは自身と家族の安全を確保する
2. 緊急参集を行うかどうかは、開設者が判断する
3. 被災状況により緊急参集の連絡が取れない場合は、あらかじめ決めておいた緊急参集者の中で移動可能となった者は、原則として全員が緊急参集する

### 1-2-3 薬局（店舗）の状況の確認

- ライフライン（通信、電気、水）及び構造設備を確認する
- 燃料（ガス、ガソリン、灯油等）を確認する
- 医薬品の状況（使用可能な医薬品）を確認する
- 調剤機器や器具、その他消耗品（薬包紙、薬袋など）の状況を確認する
- 近隣薬局の業務継続状況（または再開予定）を確認する

### 1-2-4 業務継続の判断など

- 出勤可能な従事者や薬局（店舗）の被災状況から、薬局として業務を継続できるかを判断する
- 業務継続が不可能な場合には、その旨を連絡し、可能な範囲で、他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を申し出る
- 薬局の業務継続状況（または再開予定）の情報を、患者に広く広報する
- 自薬局を閉鎖する場合は、可能な範囲で他施設への支援や薬剤師会の行う救援活動への参加協力等を行う

### 1-2-5 近隣医療機関への連絡・連携

- 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）を確認する
- 薬局の業務継続状況（または再開予定）を報告する
- 地域の医療事情について情報を共有する

### 1-2-6 取引医薬品卸への連絡

- 被災地における医薬品の不足状況はどの程度なのか、医薬品供給ルートはどの程度機能しているのか、自薬局への配送はどの程度の頻度で可能なのかなどを確認する（災害拠点病院等を優先する場合もあるため、過度な要求は慎む）

#### 1-2-7 保健所等自治体への報告

※ 薬局から保健所等自治体への報告は地域薬剤師会を経由して行うことを基本とするが、地域薬剤師会が機能しない場合は都道府県薬剤師会がその任務を担う

- 薬局（店舗）の状況
  - 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→原則として地域薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
  - 業務継続状況（または再開予定）→原則として地域薬剤師会を経由して自治体へ必ず報告
  - ライフライン（通信、電気、水）の状況
  - 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物・劇物等の保管状況→自治体からの要請に基づき、被災1週間以降に報告
- 支援要請の有無（医薬品の供給等）
- 地域の医療事情など
  - 近隣医療機関の被害状況、診療状況（または再開予定）
  - 被災地の患者動向や医薬品等の需給状況
  - その他被災地全般の状況（近隣の避難所の状況、交通事情やライフラインの状況など）

#### 1-2-8 地域薬剤師会への連絡

- 薬局から保健所等自治体へ報告する内容を地域薬剤師会へ報告する
- 自薬局の業務を継続するために外部からの薬剤師派遣を必要としているか
- 薬剤師会が行う救援活動へ参加・協力することや近隣医療機関へ薬剤師を派遣することが可能かどうか

#### 1-2-9 都道府県薬剤師会への連絡

※ 薬局から都道府県薬剤師会への連絡は、地域薬剤師会を経由して行うこととするが、地域薬剤師会が機能しない場合は都道府県薬剤師会へ直接連絡する

#### 1-2-10 支援薬剤師の受け入れの準備

- 自薬局で、外部からの支援薬剤師を受け入れる場合には、（地域薬剤師会を通じて）当該薬剤師の概要を把握する（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出勤可能日時・期間等）
- 当該薬剤師に対し、自薬局や現地の状況についての情報を提供する（地域薬剤師会を通じてもよい）

#### 1-2-11 薬局業務を継続しながらの被災地における支援活動

- 地域薬剤師会を通じて、可能な範囲で近隣医療機関へ薬剤師を派遣する
- 地域薬剤師会を通じて、可能な範囲で被災地における医療支援や救援活動へ参加・協力する
- 被災地における調剤等に関する厚生労働省通知等の入手方法を確認し、情報収集に努める

#### 1-2-12 学校薬剤師の活動

学校が避難所となった場合、当該施設の学校薬剤師は公衆衛生活動に積極的に参画し、指導的役割を果たすことが望ましい

- 学校薬剤師は、自身が担当している学校（避難所）へ出動し、避難所における薬剤師会の活動について学校関係者と協議し活動する（学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される）
- 学校の授業再開に向けた環境衛生検査の実施においても、学校及び行政に協力する

### 1-3 災害発生時の対応 — 救援活動を行う場合（被災地外の薬局） —

自らが被災せず、救援活動を行う場合には、個人的に被災地へ出動するのではなく、所属の薬剤師会に問い合わせ、その指示に従うことを原則とする。救援活動は、現地の情報を収集し、安全を確保した上で行う。

被災者を支援したい気持ちはあっても、個々の薬剤師がバラバラに被災地に出動した場合には、受け入れ側にかえって負担や迷惑をかけることになりかねない。

#### 1-3-1 出発前の留意事項

- 救援活動へ参加することについて家族の同意を得る
- 薬局開設者の許可を得る
- 安全の確保を優先する
  - 警察の設定する警戒区域や消防の設定する活動区域など、十分な安全が確認されていない状況には立ち入らない。また、これら地域に該当しなくても、余震の発生状況など被災地の安全性を確認し、自らの安全が確保できないと判断される時は、被災地での救援活動は慎む
- 救援活動を行う上での留意事項を再確認する

#### 【心構え】

被災地において救援活動を行う上で最も重要なことは、被災者の救済を第一に考えることである。その上で、薬剤師としての自覚を持ち、被災地の都道府県薬剤師会の現地対策本部の指揮命令系統に従って行動する。その一方、誰かの指示を待つという態度ではなく、自ら仕事を見つけるぐらいの気持ちで活動すべきである。的確な状況判断、臨機応変な行動を伴うことは当然であるが、救援活動を行う医療チームのメンバー、被災地の薬局や薬剤師会との協調性を保つことが重要である。被災地の方々（もしくは薬局や薬剤師会等）や他のボランティアに負担や迷惑をかけるような行動は厳に慎むべきである。

#### 【基本的な留意事項】

- 自己完結型での出動を覚悟する。
- 派遣先の現地災害対策本部や各医療チームの業務形態を把握する。
- 基本的に被災地の現地対策本部の指揮下に入る。
- 災害対策担当者等を中心とした業務を心がけ、自己中心的な行動は慎む。
- 他の派遣者や被災者と争いごとを起こさないよう注意する。
- 被災者支援のために用意されたあらゆるもの使用・利用を控える。
- 被災者の精神的ケアを念頭に活動する。
- 化粧や香水等は控えめにする。
- 嗜好品（酒、たばこ）は公然と使用しない。
- 個人的に被災者へ物資を供与しない。

#### 【その他の留意事項】

- 被災状況により、被災者の住所や電話番号等の連絡先がなくなっていることがある。
- 1日3食の食事がとれない避難所では、「食後服用」等の用法指示に工夫が必要である。
- 仮設トイレが不潔になりがちだったり、利用しにくかったりすることで、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を控えている被災者が多く見られる。脱水症状や便秘を起こしたり、薬によっては危険なこともあるので、注意指導が必要となる。
- 避難所生活が長期化した場合、日中不在となる避難者が多くなることもあり、医療チームや薬剤師の活動は、夕方を行うなどの工夫が必要となる。

#### 1-3-2 出発前の準備

- 所属の地域薬剤師会を經由して都道府県薬剤師会（非会員の場合は住所地の県薬）へ問い合わせ、必要事項（氏名、年齢、性別、住所、経歴、出動可能期間、緊急連絡用携帯電話番号等）を登録し、待機する
- 所属の薬剤師会より出動要請があった場合は、出動先に関する情報の提供を受けるとともに、その指示に従う

## 1-4 平時の準備・防災対策

地域の薬局が平時に行うべき事項や防災対策等のポイント

### 1-4-1 構造設備の耐震化など

- 増改築時に、建造物の耐震，対火，耐水等の強化を図る
- 大型備品等の固定
- 薬品庫，薬品棚等の床や壁面への固定を図る（例：錠剤棚，散剤棚，自動分包機，保冷库に転倒防止用金具，突っ張り棒等の耐震用具を取り付けるなど）
- 照明器具等の落下防止策を図る
- 重要書類の保管（損傷，焼失，水損への防止対策）
  - 耐火金庫等へ保管する
  - 半密閉式のスライド書架を利用し，水損に備える
- 患者情報等データのバックアップ
  - 通常使用時のデータ保存とは別のバックアップデータを確保し，震災等で破損しない場所へ保管する
- 冷暗所保管医薬品への対応
  - 停電に備え，冷暗所保管医薬品用の保冷剤を確保する
  - 災害時に拠点となる薬局では，非常用自家発電装置を設置する
- 爆発性・引火性を持つ危険物質，混触発火を起こしやすい薬品類は，転倒防止設備の整った場所に他の薬品と区別して保管する
- 麻薬及び向精神薬等の盗難防止対策を徹底する
- 消火対策を万全にする（消火器の配備等）

### 1-4-2 関係機関との協議

- 災害発生時に連携が必要と考えられる近隣の医療機関と，災害発生時の対応について協議を行う
- 取引医薬品卸と災害発生時の対応について協議を行う（災害時の医薬品供給・配送体制の確認）

### 1-4-3 定期的な研修・教育

- 断水，停電に備えた調剤の訓練
  - 断水・停電時に調剤を行えるような準備・訓練を行う
- 近隣病院の薬剤部門における実習研修
  - 災害時に近隣医療機関の薬剤部門を支援する場合に，スムーズに業務が行えるように，地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において実習研修を定期的に行う
- 救急救命手法・技術の習得
  - 応急手当，ACLS，上級救命救急，AED 使用手技，トリアージ法などについて手技・技術を習得する
- その他
  - 消毒薬を確保し，災害時の取扱いを習得する
  - 安定ヨウ素剤，放射線障害関係の基礎知識を習得する
  - 防災に関する基礎知識（初期消火の留意事項等）を習得する

#### 1-4-4 日常業務

- 日常の業務において、患者に「薬識」を持たせるよう努める
  - 患者に対して、災害時に持ち出せるよう、薬剤情報提供文書を医薬品と一緒に保管することを啓発する
  - 慢性疾患患者を中心に、「お薬手帳」等により患者が自ら服薬管理を行うことを推奨する
- 高齢者・障害者等の患者で、災害時に弱者となる在宅患者や個別疾患患者を把握し、災害時の避難支援に備える
  - 在宅患者、透析・在宅酸素など特別の治療を受けている患者、服薬継続が必要な患者（インスリン、心疾患治療薬、抗 HIV 等）をリスト化する
  - 当該患者または家族等に災害時にどこに連絡すれば対処してもらえるのかを確認する
  - 当該患者に対し、医療機関や薬局が機能しなくなった場合の対処方法や緊急連絡先をあらかじめ説明しておく
- 非常時に備え用意しておく医薬品等の啓発・相談等を行う
  - 非常持ち出し品に、常用している医薬品、保険証、お薬手帳（使用している医薬品の名称等を書いた紙）も必ず入れておくことを勧める

#### 1-4-5 防災訓練の実施等

- 災害発生時の患者の避難誘導等を含め、防災訓練を年 1 回程度実施する
- 近隣の医療機関との連絡方法を確認する
- 近隣の災害拠点病院を確認する
- 自治体が指定する避難所の場所を確認する

#### 1-4-6 学校薬剤師としての対策

- ※ 学校が避難所になった場合の避難所管理者は、学校側ではなく市町村から派遣される
- 学校における災害対策マニュアル、避難所運営マニュアルを確認する
  - 学校が避難所となった場合の協力体制についての学校側と協議する（災害時には必ず学校へ出動する）
  - 避難所管理者と学校側の協議に参加し、助言する
  - 学校における防災訓練へ参加・協力する
  - 放射線及び安定ヨウ素剤に関する正しい知識の普及啓発に努める